

《鳴門市農業委員会 5月総会 議事録》

開催日時 令和6年5月28日(火) 午後2時

開催場所 鳴門市役所2階 201会議室

出席委員

1番	栗田	和美	2番	石園	順市	3番	稲木	伸顕
4番	井上	富夫	5番	大西	善郎	6番	小川	佳
7番	海山	貞佳	8番	川添	誠司	9番	小林	幸男
10番	里見	廣治	11番	杉本	英昭	12番	高田	吉敏
13番	竹村	昇	14番	中井	弘	15番	西川	公昭
16番	西川	美鈴	17番	濱堀	秀規	18番	林	博子
19番	藤江	厚子	20番	向	栄治			

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	5件
議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について	
	所有権移転： 3件
	利用権設定： 154件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	10件
② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	2件
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法)	1件
④ 非農地証明願について	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和6年5月の農業委員会を開会いたします。それでは開会にあたりまして大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それでは、事務局より委員定数のご報告を申し上げます。
委員定数20名全員に出席いただいておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告申し上げます。
進行につきましては大西会長よりよろしく願いいたします。

大西会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。
議事録署名人は、6番 小川委員さん、7番 海山委員さんをお願いいたします。
それでは、議案に基づき、議事進行にまいります。
『議案第1号』農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入ります。まず、事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長 <1. 農地法第3条の規定による許可申請について 2件>
・申請番号1～2について申請内容説明

大西会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いいたします。
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

竹村委員 13番。譲受人は大津町で水稻や果樹等を栽培している農家です。
申請地は、徳島県建設労働組合 北部事務所から西へ200mほどに位置する農地です。譲渡人は申請地を耕作できず、放棄地となってしまうところ、このたび譲受人との売買の話がまとまったため本申請に至りました。
取得後は圃場整備を行い、農地として適切に利用するとの誓約書も提出されています。
整備後は、サトイモを栽培する計画であり、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしく願いいたします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

川添委員 8番。譲受人は大津町で水稻や野菜等を30年にわたって栽培していた農家です。
現在は耕作をしていませんが、自宅に隣接する農地の所有者が県外に住んでおり、農地を手放したいとの話があったため、買い受ける話がまとまり、今回の申請となりました。
取得後は自家消費用に野菜を栽培する計画です。
また、譲受人が届け出をせずに、所有する農地に農業用倉庫を建てていたことが判明したため、本申請と並行して農地法上の手続きを行っています。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。
以上で、議案第1号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第2号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
事務局より申請内容の説明をお願いします。

事務局係長 <2. 農地法第5条の規定による許可申請について 5件>
・申請番号1～5について申請内容説明

大西会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見を願います。

石園委員 2番。譲渡人は、申請地の維持管理が難しく土地の管理について検討していたところ、太陽光発電施設用地を探していた譲受人と売買の話がまとまり、今回の申請となりました。
事業計画では、ソーラーパネルを168枚設置、93.24kWの発電出力が見込まれております。
太陽光発電施設の周囲にフェンスを新設し、外部への土砂流出等の被害防除を図ります。
排水については雨水のみですが、水が溜まりやすい土地であるため、西側に新設水路を設け、地下浸透にて処理しきれなかった雨水を隣接既存水路に排水する計画です。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を願います。

事務局係長 申請地は、葛城神社から北東へ約130mに位置しており、周囲を宅地・農地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。
本事業は譲受人が太陽光発電設備設置、発電事業を行い、経済産業省の小売電気事業の登録を受けている別会社が発電した電気を買取り、四国電力送配電株式会社の送配電網を利用し売電を行う計画で、四国電力送配電株式会社との系統連系契約は、令和5年8月に成立しております。
資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長 それでは申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番について、地元委員さんからのご意見を申し上げます。

川添委員 8番。借人は申請地の近隣で建設業を営んでおり、近くに資材置場が必要であったため、近隣の申請地を資材置場として9年前から使用していました。
この度、申請地について農地法上の手続きが行われていなかったことが判明したため、本申請により適法状態とするものです。
事業計画では、既に整地して砂利を敷いて利用しており、新たな工事は行いません。
排水については雨水のみであり、地下浸透式とすることについて、地元総代会の同意を得ています。
ご審議、よろしく申し上げます。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いいたします。

事務局係長 申請地は大代橋から西へ約300mに位置しており、市街化調整区域内の10ha以上の広がりがある第1種農地に該当します。
第1種農地は農地転用が制限される土地ですが、本件は農地転用の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しており、許可することができます。
なお、今回の申請にあたり、今後このようなことがないように農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。
周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長 それでは、申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号3番について、地元委員さんからのご意見を申し上げます。

藤江委員 19番。譲受人は、主に鳴門市・板野郡の就農者の育成を図る事業のため、育苗センター及びビニールハウスを建築する予定で大規模な土地が必要でした。
事業のための交通の利便性も考慮し、申請地で事業を行うこととなり、今回の申請となりました。
今回の申請は周囲にコンクリート擁壁を設け、隣地に影響を与えないようにし、本事業の一部分である育苗センターの建設を行います。
取水については市営水道より取水し、排水については合併処理浄化槽を経由したのちに隣接水路に排水することとしており、地元水利組合の同意を得ています。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いいたします。

事務局係長 申請地は、板東駅から南へ約800mに位置しており、市街化調整区域内の10ha以上の広がりがある第1種農地であり、農業振興地域内農用地に該当します。

申請地は農用地区域内農地でしたが、今回の申請に先立って農業用施設用地への用途区分変更申請がなされており、その手続きが完了しています。

農用地区域内農地は農地転用が制限される土地ですが、本件は農地転用の不許可の例外である、農地法第5条第2項ただし書き「農用地区域内農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当しており、許可することができます。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長 それでは申請番号3番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。

申請番号4番の案件は私の担当ですので、ご説明させていただきます。

譲渡人は、申請地の維持管理が難しく土地の管理について検討しておりましたところ、太陽光発電施設用地を探していた譲受人と売買の話がまとまり、今回の申請となりました。

事業計画では、ソーラーパネルを144枚設置し、44.55kWの発電出力が見込まれております。

太陽光発電施設の周囲にはフェンスを新設し、外部への土砂流出等の被害防除を図ります。

排水については雨水のみであり、地下浸透にて処理する計画であり妥当であると思っておりますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いいたします。

事務局係長 申請地は、北灘東小学校から南へ約200mに位置しており、周囲を宅地・農地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

本事業は譲受人が太陽光発電設備設置、発電事業を行い、経済産業省の小売電気事業の登録を受けている別会社が発電した電気を買取り、四国電力送配電株式会社の送配電網を利用し配電を行う計画で、四国電力送配電株式会社との系統連系契約は、令和6年1月に成立しております。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画においては適当と認められます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長 それでは申請番号4番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号4番については原案どおり承認といたします。

次に、申請番号5番について、地元委員さんからのご意見を申し上げます。

- 栗田委員 1 番。借人は申請地の南側隣接地で介護サービス事業を行っています。施設にある既存の駐車場では駐車スペースが不足しており、適当な土地を探していたところ、貸人から借地できることとなり、今回の申請となりました。既存の駐車場と併せて利用する計画です。
事業計画では、既存駐車場から往来する通路を設置、再生砕石で盛土・整地を行い、既設壁と新設土留壁により隣接地への被害を防除します。
排水については、雨水のみで地下浸透にて処理する計画です。
ご審議の程、よろしく申し上げます。
- 大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いいたします。
- 事務局係長 申請地は、大津橋から西へ約300mに位置しており、周囲を宅地・農地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。
申請地は農用地区域内農地でしたが、今回の申請に先立って農用地区域からの除外申請がなされており、その手続きが完了しています。
資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。
ご審議の程、よろしく申し上げます。
- 大西会長 それでは申請番号5番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 大西会長 無いようでございますので、申請番号5番については原案どおり承認といたします。
以上で議案第2号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。
事務局より申請内容の説明をお願いいたします。
- 事務局係長 <3. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件>
・申請番号1について申請内容説明
- 大西会長 次に、地元委員さんからのご意見を申し上げます。
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見ををお願いいたします。
- 海山委員 7番。海山担当から報告します。申請者は大津町木津野で梨を生産する農家であり、私の梨園とも近いことがありまして、話を交わす間柄で、非常に熱心に農作業、梨栽培をしています。
申請地はすべて梨が栽培されておりまして、妻と二人で農作業をしております。
農業機械の更新をするなど意欲的で、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしく申し上げます。
- 大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
承認することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認することといたします。

次に、『議案第4号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 <4. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について>
所有権移転 3件
利用権設定 154件

大西会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いいたします。

質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。
『議案第4号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 それでは『議案第4号』については原案どおり承認といたします。
続きまして、『議案第5号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局係長 <5. 報告事項 14件>
① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 10件
② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 2件
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件
(農業経営基盤強化促進法)
④ 非農地証明願について 1件

大西会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。
その他、何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして令和6年5月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時45分
令和6年5月28日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 小川 佳

議事録署名者 海山 貞佳